

▲京都大学通則（案）

昭和28年4月7日
達示第3号制定

第1章 学年

第1条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第3条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 6月18日

夏季休業 8月6日から9月30日まで

冬季休業 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、夏季休業及び冬季休業の期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認めるときは、定期休業日に授業を行うことができる。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、総長が別に定める。

第2章 学部

第3条の2 本学の学部及び学科並びにその学生定員は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3条の3 前条の学部においては、当該学部の定めるところにより、学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第4条 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該学部の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 入学の手続は、当該学部の定めるところによる。

第5条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

(5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(10) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程に2年以上在学した者であつて、本学において、本学が教育研究を行っている学問分野における傑出した能力を有すると認めたもの

(11) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 前項第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該学部の定めるところによる。

第6条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該学部の定めるところによる。

第7条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず選考のうえ、入学を許可するこ

とがある。

- (1) 一の学部を卒業した者が、他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学をした者が同一学部に入學を志望するとき。
- (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業した者

2 前項に規定するもののほか、編入学については、当該学部の定めるところによる。

第8条 本学の他学部へ転学を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学から本学へ転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該学部の定めるところにより許可することがある。

第9条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を学部長あてに提出しなければならない。

第10条 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生（国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定。以下「実施要項」という。）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

3 受理した検定料は、返還しない。ただし、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号。第67条において「学納金規程」という。）に定めるものについては、この限りでない。

第11条 入学志望者には、健康診断を行う。

第12条 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 入学料を納めない者には、入学を許可しない。ただし、次項の規定による手続をとった者については、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事由のある者については、別に定める京都大学授業料、入学料免除等規程（昭和53年達示第5号。以下「免除等規程」という。）による。

4 前項の規定による手続をとった者が入学料全額の免除若しくは入学料の徴収猶予をされなかった場合又は入学料の徴収猶予をされた場合において、免除等規程の定めるところにより所定の期日までに納めるべき入学料を納めないときは、学生の身分を失う。

5 第1項の規定にかかわらず、第37条第1項第9号、第3項第7号又は第53条の3第9号の規定により本学大学院へ入学し、課程を修了した者が、当該入学前に在学した学部へ再入学するときは、入学料の納付を要しない。

6 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、入学料の納付を要しない。

7 受理した入学料は、返還しない。ただし、所定の入学手続期間内に入学を辞退し、かつ、申し出た者については、この限りでない。

第13条 入学を許可された者は、本学の定めた方式によつて宣誓を行うものとする。

第14条 除籍された者が、再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することがある。

第15条 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第16条 科目の区分は、開講対象による区分として全学共通科目及び学部科目とし、教育目的・内容による区分として教養科目及び専門科目とする。

第17条 科目の単位数の計算の基準については、別に定める。

第18条 科目、授業、修業年限及び在学年限は、当該学部の定めるところによる。

2 前項の場合において、学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

第18条の2 授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第18条の3 学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、当該学部の定めるところにより、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 特に学業優秀と認めた学生その他特別の必要があると認めた学生については、当該学部の定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第19条 学生は、他学部の科目を履修することができる。ただし、この場合は、所属学部長を

経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

第20条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、他の大学、専門職大学又は短期大学と協議のうえ、学生に、その科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）又は短期大学と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生に、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学又は短期大学に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該学部の定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第21条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第5項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第22条 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項又は第2項に定める科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、当該学部の定めるところにより、学生が本学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、本学における科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第20条第5項の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることができる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位（大学、専門職大学又は短期大学の学生として修得した単位及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定による入学資格を有する前に修得した単位を除く。）を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間は、第18条の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

第23条 疾病その他の事由により、3月以上学修を中止しようとするときは、所属学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学部が定める特別な課程を履修する医学部学生が、第37条第3項第7号の規定により、医学研究科に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

3 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対しては、学部長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

4 休学は、通算4年を超えることができない。ただし、第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

5 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出なければならない。

6 休学期間は、在学年に算入しない。

第24条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て、総長の許可を受けなければならない。

第25条 次の場合には、学部長の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が除籍する。

- (1) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者
- (2) 授業料納付の義務を怠る者

第26条 試験は、当該学部の定めるところにより行う。

第27条 卒業の要件は、学部所定の期間在学し、学士試験に合格することとする。

第27条の2 学部においては、学生に対して、前条の学士試験及び学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第28条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日までに納めなければならない。ただし、第2期に係る授業料については、学生が申し出た場合、当該年度の第1期に係る授業料を納めるときに納めるものとする。

第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由がある者については、別に定める免除等規程による。

3 第1項本文の規定にかかわらず、国費外国人留学生は、授業料の納付を要しない。

4 受理した授業料は、返還しない。ただし、受理した授業料のうち、免除等規程第2条第1項、第3項、第4項又は第5項の規定により免除した授業料は、返還する。

第29条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第30条 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第31条 学生は、別に定める学生票の交付を受け、常に携帯しなければならない。

第32条 学生の本分を守らない者があるときは、総長は懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の必要がない学生についても、当該学生の所属する学部長が必要と認めるときは、当該学部長が、嚴重注意その他の教育的措置を行うことができる。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第33条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 譴責
- (2) 停学
- (3) 放学

第34条 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

第3章 大学院

第35条 本学大学院の研究科等及び専攻並びにその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

第35条の2 前条の研究科等においては、当該研究科等の定めるところにより、研究科等又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第36条 研究科（総合生存学館、地球環境学舎及び経営管理教育部を含む。以下同じ。）に博士課程を置く。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 博士課程（前項ただし書の博士課程を除く。）は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 文学研究科京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻及び経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の博士課程は、前期2年の国際連携専攻（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第35条第1項の規定による外国の大学院と連携して教育研究を実施するための専攻をいう。以下同じ。）の課程とし、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の博士課程は、4年の国際連携専攻の課程とする。

5 医学研究科社会健康医学系専攻、地球環境学舎地球環境学専攻及び経営管理教育部経営科学専攻の博士課程は、後期3年の課程とする。

6 第3項の規定にかかわらず、薬学研究科創発医薬科学専攻、アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館の博士課程は、課程の区分を設けない。

7 第3項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

8 学生で、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画

的に教育課程を履修することを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、その計画的な履修（第49条第5項、第50条第7項及び第53条の12第3項において「長期履修」という。）を許可することがある。

第36条の2 入学は、学年の初め1回とする。ただし、特別の必要があると認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学期の初めにも入学させることができる。

2 前項に定めるもののほか、前条第4項に定める経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻の入学時期は、当該研究科の定めるところによる。

3 入学の手続は、当該研究科の定めるところによる。

第37条 修士課程及び一貫制博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
 - (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
- (1) 修士の学位又は修士（専門職）若しくは法務博士（専門職）の学位を有する者
 - (2) 外国において、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程（本学大学院の修士課程又は専門職学位課程に相当する課程に限る。）を修了した者
 - (5) 国際連合大学（国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項の規定によるものをいう。次号において同じ。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者であつて、本学において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると

認められた者で、24歳に達したもの

3 医学研究科及び薬学研究科の博士課程（医学研究科医学専攻、医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程に限る。以下同じ。）に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学における医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限が6年であるものに限る。）に4年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認められた者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、第1号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

4 第1項第9号及び第10号並びに第2項第6号及び第8号並びに前項第7号及び第8号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該研究科の定めるところによる。

第38条 入学志望者に対しては、試験を行う。

2 試験は、当該研究科の定めるところによる。

第39条 次の各号の一に該当する者は、前条の規定にかかわらず、選考のうえ、入学を許可することができる。

- (1) 第37条第2項各号の一に該当する資格を有する者が、一貫制博士課程（アジア・アフリカ地域研究研究科に限る。）における博士後期課程の第1年次に相当する年次に入学を志望するとき。
- (2) 中途退学した者が、同一研究科に入学を志望するとき。

第40条 本学大学院の他研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）を志望し、又は他の大学若しくは専門職大学の大学院から本学大学院に転学を志望する者は、欠員のある場合に限り、当該研究科の定めるところにより、許可することができる。

2 同一研究科内における転専攻については、当該研究科の定めるところによる。

第41条 除籍された者が再入学を願い出たときは、除籍された日から3年以内に限り、研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）の申請により教育研究評議会の議を経て、総長が許可することができる。

第42条 入学志望者は、所定の期日までに、願書を研究科長あてに提出しなければならない。

第42条の2 入学志望者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号の推薦による入学志望者は、検定料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定（相互に正規学生を受け入れるもので、その数並びに検定料、入学料及び授業料の相互不徴収並びに有効期間が記されているものに限る。以下同じ。）に基づき受け入れる外国の大学院の学生

又は国際連携専攻に受け入れる当該連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）の学生（経済学研究科京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の学生を含む。以下同じ。）は、検定料の納付を要しない。

第42条の3 入学に際しては、所定の入学手続期間内に入学料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び実施要項第4条第2号又は第4号の推薦により、前項の期間までにその採用が決定している者は、入学料の納付を要しない。

3 前項に定めるもののほか、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、入学料の納付を要しない。

第42条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 国際連携専攻の教育課程の編成に当たっては、当該連携外国大学院が開設する科目を本学大学院の教育課程の一部とみなして当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成し、又は当該連携外国大学院と共同して科目を開設することができる。

第43条 科目、その授業及び研究指導は、当該研究科の定めるところによる。

2 前項の場合において、研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 当該研究科において必要と認めるときは、学部若しくは他の研究科等（研究科又は公共政策教育部をいう。以下同じ。）の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

4 前条第3項の規定による連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位又は連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導は、本学大学院における国際連携教育課程に係る科目の履修により修得し、又は当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

5 前条第3項の規定による連携外国大学院と共同して開設する科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、本学大学院又は当該連携外国大学院のいずれかにおいて修得したものとすることができる。ただし、第49条第2項の規定により連携外国大学院において修得することとしている単位数に満たない場合は、当該単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

第43条の2 授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を行うものとする。

第43条の3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

第44条 学生は、他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けることができる。ただし、この場合所属の研究科及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位並びに前項の規定により受けた研究指導の取扱いについては、当該研究科の定めるところによる。

第45条 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。

2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

3 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学

院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。

4 第2項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。

5 前各項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科の定めるところにより、15単位を超えない範囲で、本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第46条 学生で、他の大学若しくは専門職大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望するものには、それぞれ前条第1項又は第2項に定めるものと同様の要件及び手続により、これを許可することがある。ただし、修士課程及び一貫制博士課程の修士課程に相当する年次の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第46条の2 教育上有益と認めるときは、当該研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、第45条第5項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程、博士課程（博士後期課程を除く。）又は一貫制博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるとき（修士課程を修了した者が一貫制博士課程に入学し、第50条第2項ただし書の規定により、当該修士課程における在学期間を当該一貫制博士課程における在学期間を含むときを除く。）は、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科が必要と認める事項を勘案して当該研究科が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該研究科の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第47条 疾病その他の事由により、3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対しては、研究科長は、総長の許可を得て、休学を命ずることができる。

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

第48条 試験及び研究指導の認定方法は、当該研究科の定めるところによる。

第49条 修士課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき30単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に1年以上の在学をもって足りるものとする。ことができる。

2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の修士課程の修了の要件は、本学大学院において当該国際連携専攻の教育課程に係る科目の履修により15単位以上を修得し、かつ、当該連携外国大学院において国際連携教育課程に係るものとして開設する授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。

- 3 前項の規定により本学大学院において修得する単位数には、第43条第4項の規定により当該国際連携教育課程に係る科目の履修により修得したものとみなす連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位を含まないものとする。
 - 4 第2項の規定により本学大学院又は連携外国大学院において修得する単位数には、第45条第5項の規定により本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす他の大学若しくは専門職大学の大学院又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）の大学院における科目の履修により修得した単位及び第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす本学大学院に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位を含まないものとする。ただし、連携外国大学院に入学した学生が国際連携教育課程を履修するために本学大学院に入学する場合において、本学大学院に入学する前に当該連携外国大学院が開設する国際連携教育課程に係る科目について修得した単位のうち、第46条の2第1項の規定により本学大学院に入学した後の本学大学院における科目の履修により修得したものとみなす単位は、連携外国大学院において修得する単位数に含むことができる。
 - 5 在学年限は、4年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。
- 第50条 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 2 一貫制博士課程の修了の要件は、同課程に5年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、修士課程（標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に2年（2年を超える標準修業年限を定める修士課程にあつては、当該標準修業年限。以下この項において同じ。）以上在学し、当該課程を修了後、一貫制博士課程に入学した者にあつては、当該一貫制博士課程における在学期間に当該修士課程における2年の在学期間を含むことができる。
 - 3 前2項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めるときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。
 - 4 医学研究科医学専攻及び薬学研究科薬学専攻の博士課程の修了の要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。
 - 5 前項に定めるもののほか、国際連携専攻の博士課程の修了の要件は、第49条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、第49条第2項の規定中「修士課程」とあるのは「博士課程」と読み替える。
 - 6 第1項、第2項及び第4項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては1年（修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が2年未満のものにあつては、その在学期間を含めて3年）以上の、一貫制博士課程にあつては3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含めて3年）以上の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程にあつては3年以上の在学をもつて足りるものとする。
 - 7 在学年限は、博士後期課程及び医学研究科京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻においては6年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科医学専攻及び薬学研究科の博士課程においては8年を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。
- 第50条の2 研究科においては、学生に対して、第49条第1項並びに前条第1項、第2項及び第4項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。
- 第51条 授業料は、年額を次の2期に分けて、所定の期日に納めなければならない。
- 第1期 4月から9月まで 年額の2分の1に相当する額

第2期 10月から3月まで 年額の2分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）との間において相互の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる外国の大学院の学生又は国際連携専攻に受け入れる連携外国大学院の学生は、授業料の納付を要しない。

第52条 休学中は、別に定める免除等規程により授業料を免除する。

第53条 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条の規定は、大学院学生の場合に準用する。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第3章の2 専門職大学院

第53条の2 第36条に定めるもののほか、法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部に専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

2 前項の専門職大学院は、法学研究科の専門職学位課程に関し、これを法科大学院とする。

3 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があると認めるときは、医学研究科又は経営管理教育部の定めるところにより、1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

5 専門職大学院である法学研究科、医学研究科、公共政策教育部及び経営管理教育部の専攻及びその学生定員は、別表第2に掲げるとおりとする。

6 前項の研究科及び教育部においては、当該研究科又は教育部の定めるところにより、研究科若しくは教育部又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第53条の3 専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

(1) 大学又は専門職大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたもの（当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めたものを含む。）

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上

- の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項第9号及び第10号に該当する者の審査の実施等に関し必要な事項は、当該法学研究科、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部（以下第53条の15までにおいて「研究科又は教育部」という。）の定めるところによる。
- 第53条の4 教育課程は、教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。
- 第53条の5 科目及び授業は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。
- 2 前項の場合において、研究科又は教育部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
 - 3 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学部又は他の研究科等の科目を履修させ、専門職学位課程の単位とすることができる。
- 第53条の6 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 2 当該研究科又は教育部において必要と認めるときは、学生が各年次において履修し、修得すべき授業科目、単位数その他上位の年次に進級させる基準並びに同一年次において在学することができる年限を定めることができる。
- 第53条の7 学生は、他の研究科等の科目を履修することができる。ただし、この場合所属の研究科又は教育部及び当該他の研究科等の長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により履修した科目及びこれについて修得した単位の取扱いについては、当該研究科又は教育部の定めるところによる。
- 第53条の8 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、他の大学又は専門職大学と協議のうえ、学生に、当該他の大学又は専門職大学の大学院の科目を履修することを許可することがある。
- 2 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）と協議のうえ、学生に、休学することなく当該外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
 - 3 前項に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、審査のうえ、学生に、休学し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修することを許可することがある。
- 4 前3項の規定により履修した科目について修得した単位は、当該研究科又は教育部の定めるところにより、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で、法学研究科にあつては30単位を超えない範囲で、当該専門職大学院又は法科大学院（以下「専門職大学院等」という。）における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 第53条の9 教育上有益と認めるときは、当該研究科又は教育部の定めるところにより、学生が当該専門職大学院等に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院等に入学した後の当該専門職大学院等における科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院等において修得した単位以外のものについては、前条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部にあつてはその修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとし、法学研究科にあつては30単位（前条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。ただし、専門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法曹基礎課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者がその入学前に当該法科大学院以外の専

門職大学院設置基準第20条の7第6号にいう認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第4項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（同条第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

第53条の10 休学は、通算3年を超えることができない。

第53条の11 試験は、当該研究科又は教育部の定めるところによる。

第53条の12 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）の修了の要件は、同課程に2年（第53条の2第3項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とする場合にあっては、当該期間）以上在学し、専攻科目につき医学研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部が定める30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。この場合において、単位の修得以外の教育課程の履修を課すときは、当該履修の方法及びその学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ学生に対し明示するものとする。

2 法科大学院の課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、法学研究科が定める93単位以上を修得することとする。

3 在学年限は、4年（法科大学院にあっては6年）を超えることができない。長期履修の場合の在学年限についても同様とする。ただし、第53条の6第2項の規定により当該研究科又は教育部において同一年次に在学する年限を定めるときは、当該年限を超えることができない。

第53条の13 第53条の9第1項の規定により当該専門職大学院等に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院等において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職大学院等の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数、修得に要した期間その他当該研究科又は教育部が必要と認める事項を勘案して当該研究科又は教育部が認める期間は、1年を超えない範囲で、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる。ただし、第53条の2第3項ただし書の規定により1年以上2年未満の期間を標準修業年限とする場合において、当該専門職大学院等の課程に在学したものとみなすことができる期間は、当該1年以上2年未満の期間から1年を減じた期間を超えることができない。

第53条の14 第53条の12第2項に定めるもののうち、法学研究科の定めるところにより、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下本条において「法学既修者」という。）に関しては、在学期間については1年を超えない範囲で当該法科大学院の課程に在学し、単位（法学研究科が定める必修科目の単位を含む。）については30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、法学研究科において、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

3 第1項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第53条の8第4項及び第53条の9第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第53条の8第4項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

4 認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると当該法科大学院が認める者に関する第1項及び前項の規定の適用については、第1項中「30単位」とあるのは「46単位」と、前項中「第1項ただし書の規定により30単位」とあるのは「第1項ただし書の規定により46単位」と、「合わせて30単位」とあるのは「合わせて46単位」とする。

第53条の15 第10条第3項、第11条、第12条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第17条、第18条の2、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第39条（第2号の場合に限る。）、第40条ないし第42条の3、第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用する（法科大学院にあっては、第42条の2第3項、第42条の3第3項及び第51条第2項を除く。）。この場合において、第25条及び第32条第2項中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医

学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第36条第8項、第36条の2、第38条第2項及び第39条（第2号の場合に限る。）中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第40条第1項中「研究科に転科（地球環境学舎及び経営管理教育部にあつては転部）」とあるのは「研究科又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長（総合生存学館長、地球環境学舎長及び経営管理教育部長を含む。以下同じ。）」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第4章 学位

第54条 学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。

第55条 修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第1項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第55条の2 専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。

2 法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

第57条 前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。

第58条 この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生、特別交流学生等

第59条 外国人で第5条及び第37条によらないで学部又は大学院に入学しようとする者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、外国学生として入学を許可することがある。

2 外国学生で学部又は大学院の課程を修了した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより学位を授与する。

第60条 公の機関又は団体等から、その所属の職員につき、学修科目を定め、学部又は大学院に入学を願い出たときは、当該学部又は研究科等の定めるところにより、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生で所定の科目につき試験に合格した者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、修了証書を授与する。

第61条 本学の学生以外の者で学部又は大学院において、1又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生で履修した科目につき、当該学部又は研究科等の定めるところにより試験のうえ、単位を与えることができる。

第62条 特定の科目を定め、学部又は大学院において、聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生で聴講した科目につき、本人の希望があるときは、証明書を交付する。

第63条 他の大学、専門職大学若しくは外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この条において同じ。）の学生又は他の大学、専門職大学若しくは外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、特定の科目を定め、それぞれ、学部又は大学院において聴講を志望する者には、当該学部又は研究科等の定めるところにより、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 他の大学、専門職大学又は外国の大学の大学院の学生で、大学間の協議に基づき、大学院において研究指導を受けることを志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別研究学生として入学を許可することがある。

3 「大学院教育における大学間学生交流に関する協定書」（平成19年12月25日発効）に基づき、大学院において研究指導を受け、又は聴講を志望する者には、当該研究科の定めるところにより、特別交流学生として入学を許可することがある。

4 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、試験のうえ、単位を与える。

第63条の2 第61条、第62条並びに前条第1項及び第4項（特別聴講学生に限る。）の規定は、国際高等教育院の場合に準用する。この場合において、第61条第1項、第62条第1項及び前条第1項中「学部又は大学院」とあるのは「国際高等教育院」と、第61条第1項及び第2項、第62条第1項並びに前条第1項中「当該学部又は研究科等」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第64条 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者は、願書に添えて検定料を納めなければならない。

2 委託生、科目等履修生又は聴講生として入学する者は、入学に際して、所定の期日までに入学料を納めなければならない。特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学する者は、入学料の納付を要しない。

3 委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の授業料は、履修又は聴講科目の単位数に応じて、特別研究学生の授業料は、研究指導を受ける期間の月数に応じて、それぞれ所定の期日までに納めなければならない。ただし、特別交流学生並びに次の各号に掲げる特別聴講学生及び特別研究学生は、授業料の納付を要しない。

(1) 国立大学（国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される大学で、当該大学との間における学生の交流協定又は協議に基づき授業料の相互不徴収が確認できるものに限る。）の学生又は大学院の学生

(2) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間相互単位互換協定（相互に授業科目を履修し、単位を修得することを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の学生

(3) 本学と公立又は私立の大学又は専門職大学との間において締結した大学間特別研究学生交流協定（相互に研究指導を受けることを認めるもので、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる公立又は私立の大学又は専門職大学の大学院の学生

(4) 本学と外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この号において同じ。）との間において締結した大学間交流協定（学部若しくは研究科間の協定又は協定に準じるものを含み、相互に学生を受け入れるもので、その数、授業料の相互不徴収及び有効期間が記されているものに限る。）に基づき受け入れる外国の大学の学生

4 前3項の規定にかかわらず、科目等履修生又は聴講生として入学を志望し、又は入学する国費外国人留学生は、検定料、入学料及び授業料の納付を、**Kyoto University International Undergraduate Program**における予備教育科目を履修するために国際高等教育院の聴講生として入学する者は、入学料及び授業料の納付を要しない。

5 受理した検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

6 入学料又は授業料を納めないときは、入学又は聴講若しくは研究指導を受けることを許可しない。

第65条 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第5項及び第7項、第13条、第14条、第18条ないし第26条、第28条第1項、第2項及び第4項、第29条ないし第34条の規定は、学部の外国学生に準用する。

2 第10条第1項及び第3項、第11条、第12条第1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第23条第5項及び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし書、第2項及び第4項、第30条ないし第34条、第36条第8項、第36条の2、第38条、第40条ないし第42条、第42条の4ないし第50条の2、第51条第1項、第52条、第53条後段、第55条、第56条の規定は、大学院の外国学生に準用する。

3 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

4 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条、第40条、第4

1条、第44条第1項、第48条、第53条後段の規定は、大学院の委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

5 第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は、学部の特例聴講学生に準用する。
6 第24条、第30条ないし第33条、第48条の規定は、大学院の特例聴講学生及び特別研究学生に準用する。

7 第24条、第31条ないし第33条、第48条の規定は、特別交流学生に準用する。

8 第11条、第19条、第24条ないし第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の科目等履修生及び聴講生に、第24条、第26条、第30条ないし第33条の規定は国際高等教育院の特例聴講学生に準用する。この場合において、第19条中「所属学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第25条中「学部長」とあるのは「国際高等教育院長」と、第26条中「当該学部」とあるのは「国際高等教育院」と読み替えるものとする。

第66条 この章及び別に定めるもののほか、特定の学部又は研究科等において特定の方法により学修を志望する者については、当該学部又は研究科等の定めるところによる。

第6章 授業料等の額

第67条 第10条第1項及び第42条の2第1項の検定料並びに第12条第1項及び第42条の3第1項の入学料の額並びに第28条第1項及び第51条第1項の授業料の年額並びに第64条第1項の検定料、同条第2項の入学料及び同条第3項の授業料の額は、それぞれ学納金規程の定めるところによる。

附 則

- この規程は、昭和28年4月1日から施行する。
- 昭和24年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 昭和27年3月31日以前の入学者については、第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 従前の規定による大学院は、従前の規定による大学の卒業者に限り、入学の資格あるものとする。
- 従前の規定による大学院学生は、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 昭和24年8月5日達示第13号制定の京都大学通則は、廃止する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則

この規程は、令和3年9月15日から施行する。ただし、改正後の第45条、第46条の2及び第50条の規定は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 学部（第3条の2関係）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
総合人間学部	総合人間学科	120	480
文学部	人文学科	220	880
教育学部	教育科学科	60(10)	260
法学部		330(10)	1,340
経済学部	経済経営学科	240(20)	1,000
理学部	理学科	311	1,244
医学部	医学科	107	642
	人間健康科学科	100[17]	451
	計	207[17]	1,093

薬学部	薬科学科	65	260
	薬学科	15	105
	計	80	365
工学部	地球工学科	185	740
	建築学科	80	320
	物理工学科	235	940
	電気電子工学科	130	520
	情報学科	90	360
	工業化学科	235	940
	計	955	3,820
農学部	資源生物科学科	94	376
	応用生命科学科	47	188
	地域環境工学科	37	148
	食料・環境経済学科	32	128
	森林科学科	57	228
	食品生物科学科	33	132
計	300	1,200	
総計		2,823 [17] (40)	11,682

(備考) 入学定員の [] を付したものは2年次編入学定員で外数、() を付したものは3年次編入学定員で外数

別表第2

1 大学院 (第35条関係)

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	文献文化学専攻	33	66	18	54	—	—	385
	思想文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	歴史文化学専攻	20	40	11	33	—	—	
	行動文化学専攻	18	36	10	30	—	—	
	現代文化学専攻	9	18	5	15	—	—	
	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	10	20	—	—	—	—	
	計	110	220	55	165	—	—	
教育学研究科	教育学環専攻	42	84	25	75	—	—	159
法学研究科	法政理論専攻	21	42	24	72	—	—	114
経済学研究科	経済学専攻	70	140	25	75	—	—	231
	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	8	16	—	—	—	—	
	計	78	156	25	75	—	—	
理学研究科	数学・数理解析専攻	52	104	20	60	—	—	1,134
	物理学・宇宙物理学専攻	81	162	48	144	—	—	

	地球惑星科学専攻	50	100	25	75	—	—	
	化学専攻	61	122	32	96	—	—	
	生物科学専攻	74	148	41	123	—	—	
	計	318	636	166	498	—	—	
医学研究科	医学専攻	—	—	—	—	166	664	1,006
	医科学専攻	20	40	15	45	—	—	
	社会健康医学系専攻	—	—	12	36	—	—	
	人間健康科学系専攻	70	140	25	65	—	—	
	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	—	—	—	—	4	16	
	計	90	180	52	146	170	680	
薬学研究科	薬科学専攻	50	100	12	56	—	—	251
	薬学専攻	—	—	—	—	8	53	
	創発医薬科学専攻	—	—	—	—	14	14	
	医薬創成情報科学専攻	—	14	—	14	—	—	
	計	50	114	12	70	22	67	
工学研究科	社会基盤工学専攻	58	116	17	51	—	—	1,967
	都市社会工学専攻	57	114	17	51	—	—	
	都市環境工学専攻	36	72	10	30	—	—	
	建築学専攻	75	150	22	66	—	—	
	機械理工学専攻	59	118	16	48	—	—	
	マイクロエンジニアリング専攻	30	60	7	21	—	—	
	航空宇宙工学専攻	24	48	7	21	—	—	
	原子核工学専攻	23	46	9	27	—	—	
	材料工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電気工学専攻	38	76	10	30	—	—	
	電子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	材料化学専攻	29	58	9	27	—	—	
	物質エネルギー化学専攻	39	78	11	33	—	—	
	分子工学専攻	35	70	10	30	—	—	
	高分子化学専攻	46	92	15	45	—	—	
	合成・生物化学専攻	32	64	10	30	—	—	
	化学工学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	688	1,376	197	591	—	—	
農学研究科	農学専攻	33	66	8	24	—	—	876
	森林科学専攻	58	106	20	54	—	—	
	応用生命科学専攻	63	126	17	51	—	—	
	応用生物科学専攻	52	104	17	51	—	—	
	地域環境科学専攻	40	90	12	42	—	—	
	生物資源経済学専攻	24	48	8	24	—	—	
	食品生物科学専攻	33	66	8	24	—	—	

	計	303	606	90	270	—	—	
人間・環境学 研究科	人間・環境学専攻	164	164	68	68	—	—	532
	共生人間学専攻	69	69	28	56	—	—	
			138		84			
	共生文明学専攻	57	57	25	50	—	—	
			114		75			
	関連環境学専攻	38	38	15	30	—	—	
			76		45			
	計	164	328	68	204	—	—	
エネルギー 科学研究科	エネルギー社会・ 環境科学専攻	29	58	12	36	—	—	365
	エネルギー基礎科 学専攻	42	84	12	36	—	—	
	エネルギー変換科 学専攻	25	50	4	12	—	—	
	エネルギー応用科 学専攻	34	68	7	21	—	—	
	計	130	260	35	105	—	—	
アジア・ア フリカ地域研 究研究科	東南アジア地域研 究専攻	—	—	—	—	10	50	150
	アフリカ地域研究 専攻	—	—	—	—	12	60	
	グローバル地域研 究専攻	—	—	—	—	8	40	
	計	—	—	—	—	30	150	
情報学研究 科	情報学専攻	240	240	60	60	—	—	609
	知能情報学専攻	37	37	15	30	—	—	558
			74		45			
	社会情報学専攻	36	36	14	28	—	—	
			72		42			
	先端数理科学専攻	20	20	6	12	—	—	
			40		18			
	数理工学専攻	22	22	6	12	—	—	
			44		18			
システム科学専攻	32	32	8	16	—	—		
		64		24				
通信情報システム 専攻	42	42	11	22	—	—		
		84		33				
	計	240	429	60	180	—	—	
		180	378					
生命科学研 究科	統合生命科学専攻	40	80	19	57	—	—	249
	高次生命科学専攻	35	70	14	42	—	—	
	計	75	150	33	99	—	—	
総合生存学 館	総合生存学専攻	—	—	—	—	20	100	100
地球環境学 舎	地球環境学専攻	—	—	13	39	—	—	148
	環境マネジメント 専攻	44	88	7	21	—	—	
	計	44	88	20	60	—	—	

経営管理教 育部	経営科学専攻	—	—	7	21	—	—	21
総計		2,353	4,669	869	2,631	242	997	8,297
		2,302	4,618					8,246

2 専門職大学院・法科大学院（第53条の2第5項関係）

研究科名	専攻名	専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
法学研究科	法曹養成専攻	160	480	480
医学研究科	社会健康医学系専攻	34	68	68
公共政策教育部	公共政策専攻	40	80	80
経営管理教育部	経営管理専攻	100	200	200
総計		334	828	828

京都大学通則の一部改正について

改正理由：京都大学大学院人間・環境学研究科に人間・環境学専攻及び情報学研究科に情報学専攻を設置することに伴い、学生定員を定めるため、所要の改正を行うもの。

改正前	改正後
(前 略)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

○別表第2の人間・環境学研究科及び情報学研究科の欄に、人間・環境学専攻及び情報学専攻を加える。

別表第2

1 大学院（第35条関係）

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
人間・環境 学研究科	<u>人間・環境学専攻</u>	<u>164</u>	<u>164</u>	<u>68</u>	<u>68</u>	—	—	<u>532</u>
	共生人間学専攻		<u>69</u>		<u>56</u>	—	—	
	共生文明学専攻		<u>57</u>		<u>50</u>	—	—	
	相関環境学専攻		<u>38</u>		<u>30</u>	—	—	
	計	164	<u>328</u>	68	204	—	—	
情報学研究 科	<u>情報学専攻</u>	<u>240</u>	<u>240</u>	<u>60</u>	<u>60</u>	—	—	<u>609</u>
	知能情報学専攻		<u>37</u>		<u>30</u>	—	—	
	社会情報学専攻		<u>36</u>		<u>28</u>	—	—	
	先端数理科学専攻		<u>20</u>		<u>12</u>	—	—	
	数理工学専攻		<u>22</u>		<u>12</u>	—	—	
	システム科学専攻		<u>32</u>		<u>16</u>	—	—	
	通信情報システム専攻		<u>42</u>		<u>22</u>	—	—	
計	<u>240</u>	<u>429</u>	<u>60</u>	<u>180</u>	—	—		

▲京都大学学位規程

昭和33年1月28日

達示第1号制定

第1条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部 総合人間学

文学部 文学

教育学部 教育学

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部 医学

人間健康科学

薬学部 薬科学

薬学

工学部 工学

農学部 農学

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理学

医学研究科 医科学

人間健康科学

薬学研究科 薬科学

薬学

工学研究科 工学

農学研究科 農学

人間・環境学研究科 人間・環境学

エネルギー科学研究科 エネルギー科学

アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究

情報学研究科 情報学

生命科学研究科 生命科学

総合生存学館 総合学術

地球環境学舎 地球環境学

4 博士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 文学

教育学研究科 教育学

法学研究科 法学

経済学研究科 経済学

理学研究科 理学

医学研究科 医学

医科学

社会健康医学

人間健康科学

薬学研究科 薬科学

薬学

工学研究科 工学

農学研究科 農学

人間・環境学研究科 人間・環境学
エネルギー科学研究科 エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究
情報学研究科 情報学
生命科学研究科 生命科学
総合生存学館 総合学術
地球環境学舎 地球環境学
経営管理教育部 経営科学

5 修士（専門職）の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科 社会健康医学
公共政策教育部 公共政策
経営管理教育部 経営学

6 別表第2に定める学位プログラムを履修する者のうち、当該学位プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査に合格した者に修士の学位を授与するに当たっては、第3項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該博士論文研究基礎力審査に合格したことを記すことができる。

7 別表第2に定める学位プログラムを修了した者に博士の学位を授与するに当たっては、第4項の規定にかかわらず、専攻分野の名称として総合学術を付記し、又は同項の規定による専攻分野の名称を付記し、及び学位記に当該学位プログラムを修了したことを記す。

8 第2項から前項までの規定にかかわらず、国際連携教育課程（通則第42条の4第3項に定めるものをいう。以下同じ。）である大学院の課程を修了した者には、別表第3に定める区別に従い学位を授与し、当該学位を授与するに当たっては専攻分野の名称を付記する。

第2条 本学大学院の課程（京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第53条の2の専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。

第3条 前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。

2 前項の学位論文審査手数料の額は、京都大学における学生納付金に関する規程（平成16年達示第63号）第7条に定める額とする。

3 受理した学位論文審査手数料は、返還しない。

第4条 第2条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議（総合生存学館にあつては総合生存学館会議、地球環境学舎にあつては学舎会議をいう。以下同じ。）に付託するものとする。

第5条 学位論文（修士論文又は博士論文）は1編とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。

2 審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

第6条 教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員3名を選定して、論文についての調査及び試験（以下この条及び次条において「論文の調査等」という。）を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、2名以内の限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項に定める調査委

員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

第6条の2 前条の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議は、国際連携教育課程である大学院の課程の修了による学位の授与（以下「国際連携教育課程の学位の授与」という。）においては、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議を経て、当該国際連携専攻の教授の中から調査委員4名以上を選定して、論文の調査等を行わせる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、半数以内に限り、当該国際連携専攻の教授以外の本学又は当該連携外国大学院の教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、本学の当該研究科及び当該連携外国大学院の当該国際連携教育課程を実施する研究科又はそれに代わる組織以外の教員は、1名以内に限るものとする。

3 教授会又は研究科会議で必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を調査委員以外の本学又は当該連携外国大学院の教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等（当該連携外国大学院を除く。）の教員等に委嘱することができる。

4 教授会又は研究科会議で特に必要があると認めるときは、当該連携外国大学院との協議を経て、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等（当該連携外国大学院を除く。）の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。

第7条 第3条の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。

2 試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。

第8条 調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わつたときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。

第9条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の3分の2以上が出席して、その3分の2以上が賛成しなければならない。

第10条 教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に上申しなければならない。ただし、修士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。

2 教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。

第11条 修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。

2 博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後1年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めるときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。

第12条 総長は、修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与できると認められた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携教育課程の学位の授与においては、総長は、修士又は博士の学位を授与できると認められた者に対し、当該連携外国大学院を代表する者と連名で学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。

第13条 学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。

第14条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、こ

の限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。

3 前2項の規定による公表は、本学が指定するインターネットの利用により行うものとする。

第15条 修士、博士、修士（専門職）又は法務博士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前条の規定に違背したときは、前項の規定によることができる。

3 教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の3分の2以上が出席して、その4分の3以上が同意しなければならない。

第16条 学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表第1のとおりとする。

2 総長は、国際連携教育課程の学位の授与においては、別表第4の様式例を基礎として、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。

第17条 この規程に定めるもののほか、国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和33年1月28日から施行する。

2 大正10年3月26日達示第11号制定の京都大学学位規程は、廃止する。ただし、従前の規程による学位の授与は、この規程にかかわらず、昭和37年3月31日（医学博士については昭和35年3月31日）までは、なお従前の例による。

（昭34達22削）

附 則（昭和34年達示第22号）

この改正は、昭和34年9月29日から施行する。

附 則（昭和50年達示第9号）

この規程は、昭和50年2月25日から施行する。

附 則（昭和51年達示第30号）

1 この規程は、昭和51年6月8日から施行する。

2 この規程施行の際現に改正前の第6条第1項の規定による調査委員としてその職務を行う者は、改正後の同条同項の規定により選定されその職務を行う者とみなす。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成16年達示第122号）

この規程は、平成16年6月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、平成15年3月31日以前に医学研究科社会健康医学系専攻の修士課程に入学した者については、第1条第3項、第2条第1項、第8条の2及び第11条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成25年達示第43号）

この規程は、平成25年6月11日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和3年達示第41号）

この規程は、令和3年9月15日から施行する。

別表第1

1 学士試験合格者に授与する学位記様式

○ 第	号
学 位 記	
氏 名	
京都大学○学部にて(○学科を修め)学部所定の学士試験に合格したことを証明する	
年 月 日	
京都大学○学部長 ○○○○	
京都大学○学部長の証明を認めて学士(○○)の学位を授与する	
京都大学総長 ○○○○	

- 備考 1 法学部及び理学部については、(○学科を修め)を削る。
2 学士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

- 2 第1条第6項若しくは同条第7項の規定により、専攻分野の名称として総合学術を付記するもの又は第2条第1項の規定による論文提出者に授与する学位記様式

		○修(博)第	号
学	位	記	
		氏	名
		年	月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻の修(博)士課程を修了したので修(博)士(○○)の学位を授与する			
	年	月	日
			京 都 大 学

- 備考 1 修(博)士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

2の2 第1条第6項の規定により、別表第2に定める学位プログラムが実施する博士論文研究基礎力審査に合格したことを記す学位記様式

学 位 記	○修第 号
	氏 名
	年 月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を授与する	
本学○○が実施する博士論文研究基礎力審査に合格したことを証する	
年 月 日	京 都 大 学

- 備考 1 修士の括弧の○○内は、第1条第3項に定める当該研究科の専攻分野の名称を記入する。
- 2 本学に続く○○内は、別表第2に定める学位プログラムの名称を記入する。
- 3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

2の3 第1条第7項の規定により、別表第2に定める学位プログラムを修了したことを記す
学位記様式

○博第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学大学院○○学研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を授与 する	
本学○○を修了したことを証する	
年 月 日	
京 都 大 学	

- 備考 1 博士の括弧の○○内は、第1条第4項に定める専攻分野の名称を記入する。
2 本学に続く○○内は、別表第2に定める学位プログラムの名称を記入する。
3 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

4 第2条第2項の規定による論文提出者に授与する学位記様式

○修第	号
学 位 記	
氏 名	
年	月 日生
本学大学院○○学研究科○○専攻に於て修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(○○)の学位を授与する	
年	月 日
京 都 大 学	

- 備考 1 修士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

5 第3条の規定による学位申請者に授与する学位記様式

	論○博第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する		
年	月	日
	京	都 大 学

- 備考 1 博士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 右上の○内は学位に付記する専攻分野の名称の略号を記入する。

6 学位授与申請関係書類様式

1 第2条の規定による修士論文審査願様式

	年	月	日
〇〇学研究科長	殿		
〇〇学研究科〇〇専攻修(博)士課程〇〇年入学			
	氏	名	印
学位論文審査願			
このたび修士(〇〇)の学位をうけたく学位論文及び論文目録を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。			

- 備考 1 修士の括弧の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 論文目録様式は6の4による。
3 記名押印は、自筆署名をもつてかえることができる。

2 第2条の規定による博士論文審査願様式

	年	月	日
〇〇学研究科長	殿		
〇〇学研究科〇〇専攻博士後期課程〇〇年入学			
	氏	名	印
学位論文審査願			
このたび博士(〇〇)の学位をうけたく学位論文(主論文1編、参考論文〇編)、論文目録、履歴書を提出いたしますから審査下さるようお願いいたします。			

- 備考 1 博士の括弧の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 論文目録及び履歴書の様式は、書類様式6の4及び5による。
3 記名押印は、自筆署名をもつてかえることができる。

3 第3条の規定による学位申請書様式

	年	月	日
京都大学総長	殿		
		現住所	
		氏	名 ㊦
学 位 申 請 書			
このたび博士(〇〇)の学位をうけたく学位論文(主論文1編、参考論文〇編)、論文目録、履歴書及び学位論文審査料金〇〇〇円を添えて申請いたします。			

- 備考 1 博士の〇〇内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。
2 記名押印は、自筆署名をもつてかえることができる。

4 第2条及び第3条の規定による論文目録様式

論 文 目 録

主論文

- 1 題 目
- 2 公表の方法・時期
- 3 冊 数

参考論文

- 1
- 2

年 月 日
学位授与申請者
氏 名

- 備考 1 論文未公表の場合は、公表予定の方法・時期を記載すること。
2 参考論文が2種以上ある場合は列記すること。
3 修士学位論文目録は論文題目のみでよい。

5 第2条及び第3条の規定による履歴書様式

				年	月	日
本籍地(都道府県名)		履 歴		書		
現住所				(ふりがな)		
				氏 名		
				年	月	日生
		学	歴			
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		職	歴			
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		研 究	歴			
		年	月	日		
		年	月	日		
		年	月	日		
		賞	罰			
		年	月	日		

- 備考 1 履歴事項は、高等学校卒業後の履歴について、年次を追って記載すること。
 2 本学大学院の課程を経た者は、その単位修得証明書を添えること。

別表第2（第1条第6項、第7項関係）

（平24達38・追加、平24達57・平25達23・平26達8・平31達16・令2達13・令2達79・一部改正）

（博士課程教育リーディングプログラム）

プログラム名称
京都大学大学院思修館
グローバル生存学大学院連携プログラム
充実した健康長寿社会を築く総合医療開発リーダー育成プログラム
デザイン学大学院連携プログラム
霊長類学・ワイルドライフサイエンス・リーディング大学院 （卓越大学院プログラム）

プログラム名称
先端光・電子デバイス創成学
メディカルイノベーション大学院プログラム
社会を駆動するプラットフォーム学卓越大学院プログラム

別表第3（第1条第8項関係）

（平31達16・追加、令3達41・一部改正）

（修士課程）

研究科名	専攻名	学位及び専攻分野の名称		
		日本語名称	英語名称	英語以外の外国語名称
文学研究科	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻	修士（文学）	Master of Arts (M.A.) in Transcultural Studies	—
経済学研究科	京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻	修士（グローバル経済・地域創造）	International Master in Global Markets, Local Creativities	—

（博士課程）

研究科名	専攻名	学位及び専攻分野の名称		
		日本語名称	英語名称	英語以外の外国語名称
医学研究科	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻	博士（ゲノム医学）	Doctor of Philosophy in Human Genetics	—

別表第4 (第16条第2項関係)

1 国際連携教育課程修了者に授与する学位記様式例

Kyoto University and ○ University, 京都大学及び○大学は、	
Having regard to the completion of Master (Doctor) Course in ○○ based upon the Memorandum of Agreement of date, year, between Kyoto University and ○ University, 京都大学及び○大学の間でX年X月X日に締結された協定に基づく ○○専攻の修士(博士(後期))課程を修了したので、	
Admit THE DEGREE of MASTER (DOCTOR) of ○○ 修(博)士(○○)の学位を以下の者に授与する	
To	
Name 氏名	
Date of birth 生年月日	
Awarded on date, year 学位授与の日付	
京都大学 Kyoto University 総長 ○○○ ○○○ President ○○○ ○○○	○大学 ○ University President ○○○ ○○○
【署名】	【Signature】
学位記番号 Diploma Number	Diploma Number

備考 1 ○内は国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学の名称を記入する。
2 修(博)士の括弧の○○内は学位に付記する専攻分野の名称を記入する。

別表第1

(昭50達22削・改・加・昭52達18改・昭52.10字体改、平3達22削・平4達5加・改・達63改・平9達示10改・加・平10達86加・改・削・平17達145加)

(平20達44・一部改正、平24達38・旧別表・一部改正、平26達8・一部改正)

別表第4 (第16条第2項関係)

(平31達16・追加)

▲京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程（案）

平成16年4月1日
達示第19号制定

（趣旨）

第1条 この規程は、京都大学大学院情報学研究科（以下「情報学研究科」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科長）

第2条 情報学研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、情報学研究科の専任の教授をもって充てる。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間（当該期間が1年を超えない場合にあつては、当該期間に1年を加えた期間）とする。
- 4 研究科長は、再任されることができる。ただし、引き続き3年（補欠の研究科長にあつては、前項ただし書の規定による任期に1年を加えた期間）を超えることはできない。
- 5 研究科長は、情報学研究科の校務をつかさどる。

（副研究科長）

第3条 情報学研究科に、副研究科長2名を置く。

- 2 副研究科長は、情報学研究科の専任の教授をもって充て、教授会の議を経て、研究科長が指名する。
- 3 副研究科長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、指名する研究科長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、補欠の副研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

（教授会）

第4条 情報学研究科に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

（研究科会議）

第5条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議するため、研究科会議を置く。

- (1) 学生の在籍に関する事項の一部及び学位の授与に関する事項
- (2) その他情報学研究科の教育に関する事項の一部

（専攻及び講座）

第6条 情報学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

情報学専攻 脳認知科学講座、認知システム講座、知能メディア講座、社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座、応用解析学講座、非線形物理学講座、応用数理学講座、応用数学講座、システム数理解講座、数理物理学講座、人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座、コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム工学講座

~~知能情報学専攻 脳認知科学講座、認知システム講座、知能メディア講座~~

~~社会情報学専攻 社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座~~

~~先端数理科学専攻 応用解析学講座、非線形物理学講座、応用数理学講座~~

~~数理工学専攻 応用数学講座、システム数理解講座、数理物理学講座~~

~~システム科学専攻 人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座~~

~~通信情報システム専攻 コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム工学講座~~

- 2 前項に掲げるもののほか、情報学研究科の専攻に協力講座を置くことができる。
- 3 協力講座に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

（専攻長）

第7条 前条第1項の専攻に専攻長を置き、情報学研究科の専任の教授をもって充てる。

- 2 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(図書室)

第8条 情報学研究科に、図書室を置く。

2 図書室に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

(事務組織)

第9条 情報学研究科の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報学研究科の内部組織については、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成18年2月28日までとする。

3 京都大学大学院情報学研究科長候補者選考規程（平成10年達示第14号）は、廃止する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成20年達示第19号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年達示第62号）

1 この規程は、平成21年3月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する研究科長の任期は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとし、再任された場合の任期は、改正後の同条第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

3 この規程の施行後最初に指名する副研究科長の任期は、改正後の第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成29年達示第8号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程の一部改正について

改正理由：京都大学大学院情報学研究科に情報学専攻を設置するため、所要の改正を行うもの。

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻及び講座)</p> <p>第6条 情報学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>知能情報学専攻 脳認知科学講座、認知システム講座、知能メディア講座</u></p> <p><u>社会情報学専攻 社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座</u></p> <p><u>先端数理学専攻 応用解析学講座、非線形物理学講座、応用数理学講座</u></p> <p><u>数理工学専攻 応用数学講座、システム数理論座、数理物理学講座</u></p> <p><u>システム科学専攻 人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座</u></p> <p><u>通信情報システム専攻 コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム工学講座</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻及び講座)</p> <p>第6条 情報学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>情報学専攻 脳認知科学講座、認知システム講座、知能メディア講座、社会情報モデル講座、社会情報ネットワーク講座、生物圏情報学講座、応用解析学講座、非線形物理学講座、応用数理学講座、応用数学講座、システム数理論座、数理物理学講座、人間機械共生系講座、システム構成論講座、システム情報論講座、コンピュータ工学講座、通信システム工学講座、集積システム工学講座</u></p> <p>2・3 (同 左)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

▲京都大学大学院情報学研究科規程（案）

平成10年4月1日

達示第13号制定

第1 専攻

第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。

情報学専攻

知能情報学専攻

社会情報学専攻

先端数理科学専攻

数理工学専攻

システム科学専攻

通信情報システム専攻

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、情報学研究科教授会（以下「教授会」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

第3条 入学候補者の決定は、教授会で行う。

第2の2 長期履修

第3条の2 博士後期課程において、通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第3 転学及び~~転科及び転専攻~~

第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

~~2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。~~

第4 授業、研究指導及び学修方法

第5条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導に関する事項は、情報学研究科会議（以下「研究科会議」という。）で定める。

第6条 各学生につき、指導教員を定める。

2 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

第7条 通則第44条第1項の規定により他の研究科等の科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに情報学研究科長に願い出なければならない。

第8条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。

4 前3項の規定による許可の願い出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 転学又は~~転科又は転専攻~~前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数

(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導

(3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科

目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

第5 試験

第10条 科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第6 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第11条 通則第49条第1項の規定による修士課程の修了に必要な専攻科目は、研究科会議で定める。

2 通則第50条第3項の規定により、博士後期課程においては、研究科会議の定める科目につき6単位以上を修得するものとする。

第12条 修士論文及び博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、研究科会議で行う。

第13条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。

第14条 通則第57条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することの確認を経なければならない。

2 前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口頭試問により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。

3 提出論文の審査及び試験は、第12条の手続による。

第15条 本研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条の学識確認のための試問を免除することができる。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第16条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

第17条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第8 懲戒

第18条 研究科長は、本研究科学生が通則第53条において準用する通則第32条第1項の規定による懲戒の対象に該当すると認めるときは、教授会の議を経て総長に申し出るものとする。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成16年達示第111号）

この規程は、平成16年7月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成29年達示第46号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に知能情報学専攻、社会情報学専攻、先端数理学専攻、数理工学専攻、システム科学専攻又は通信情報システム専攻（以下「旧専攻」という。）に在学する者が、旧専攻又は情報学専攻への転専攻を志望するときは、改正後の第4条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、許可することがある。

京都大学大学院情報学研究科規程の一部改正について

改正理由：京都大学大学院情報学研究科に情報学専攻を設置するため、所要の改正を行うもの。

改正前	改正後
<p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>知能情報学専攻</u></p> <p><u>社会情報学専攻</u></p> <p><u>先端数理科学専攻</u></p> <p><u>数理工学専攻</u></p> <p><u>システム科学専攻</u></p> <p><u>通信情報システム専攻</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第3 <u>転学、転科及び転専攻</u></p> <p>第4条 通則第40条第1項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</p> <p><u>2 本研究科学生で転専攻を志望する者には、研究科会議の議を経て、許可することがある。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。</p> <p>(1) <u>転学、転科又は転専攻</u>前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部</p> <p>(3) 通則第46条の2第1項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1 専攻</p> <p>第1条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>情報学専攻</u></p> <p>第3 <u>転学及び転科</u></p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>(1) <u>転学又は転科</u>前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(同 左)</p>

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に知能情報学専攻、社会情報学専攻、先端数理科学専攻、数理工学専攻、システム科学専攻又は通信情報システム専攻（以下「旧専攻」という。）に在学する者が、旧専攻又は情報学専攻への転専攻を志望するときは、改正後の第4条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、許可することがある。

京都大学大学院情報学研究科教授会規程（改正案）

（平成10年4月23日制定）

（平成17年4月1日改正）

（平成17年4月1日題名改称）

（令和 年 月 日改正）

第1条 京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程（平成16年達示第19号）（以下「組織に関する規程」という。）の定めるところにより、京都大学大学院情報学研究科（以下「研究科」という。）に、教授会を置く。

第2条 教授会は、研究科における次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科長候補者の選考に関すること。
- (2) 教育研究評議員及び教育制度委員会委員等の学内委員会委員の選出に関すること。
- (3) 教職員の人事に関すること。
- (4) 組織の改廃及び諸規程の制定改廃に関すること。
- (5) 予算、決算、将来計画及び評価に関すること。
- (6) 学位及び課程の教育に関すること。
- (7) 学生の身分に関すること。
- (8) その他管理運営及び学事教育に係る重要な事項

第3条 組織に関する規程第5条の定めるところにより、教授会に研究科会議を置く。

2 教授会は前条第6号の事項の一部の審議及び決定を、教授会の議を経て、研究科会議に委任することができる。

3 研究科会議の組織、運営その他に関しては、教授会の議を経て、研究科長が定める

第4条 教授会に、組織に関する規程第7条に定める専攻長からなるを含む専攻長会議を置く。

2 教授会は第2条各号の事項の一部の審議及び決定を、教授会の議を経て、専攻長会議に委任することができる。

3 専攻長会議の組織、運営その他に関しては、教授会の議を経て、研究科長が定める。

第5条 教授会は、組織に関する規程第6条で定まる講座の専任教授で構成する。

第6条 研究科長は、教授会を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故がある場合は、前条の構成員のうち、あらかじめ研究科長が指名する者が前項の職務を代行する。

3 教授会は、毎月1回、定例に招集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

4 前項のほか、研究科長は、特に必要と認める場合又は第5条の構成員の10分の1以上の要求がある場合は、臨時に、教授会を招集することができる。

第7条 研究科長は、前条の招集に際しては、緊急やむを得ない場合を除き、教授会開催日の5日前までに、審議する議題を添えて各構成員に通知しなければならない。

第8条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催できないものとする。

第9条 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、第2条第3号、第4号及び第5号に掲げる事項のうち、特に重要な事項の議事は、出席者の4分の3以上をもって決する。

2 教員候補者の選考に関する議事のうち別段の定めがないものは、即決しないものとする。

3 議長は、第1項の議決に加わるものとする。

第10条 議長が必要と認めるときは、第5条に規定する者以外の者に教授会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第11条 議事の要項は、議事録に記録するものとする。

第12条 教授会に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の組織・運営その他に関しては、教授会の議を経て、研究科長が定める。

第13条 教授会の事務は、情報学研究科事務部において処理する。

第14条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営その他に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成10年4月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年10月10日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

京都大学大学院情報学研究科会議規程

(平成17年2月18日制定)

第1条 京都大学大学院情報学研究科の組織に関する規程(平成16年達示第19号)(以下「組織に関する規程」という。)第5条の定めるところにより、京都大学大学院情報学研究科(以下「研究科」という。)の教授会に研究科会議を置く。

第2条 教授会は、研究科における次の各号に掲げる事項の審議及び決定を研究科会議に付託する。

- (1) 研究科の科目、その単位数、授業時間数及び研究指導など、研究科の教育課程に関する事項
- (2) 学位に関すること。
- (3) 学生の修了に関すること。
- (4) 名誉博士の称号授与の提案に関すること。
- (5) 研究科の前各号に関する諸規定の制定改廃に関すること。
- (6) その他学生の教育等に係る事項のうち教授会から付託された事項

2 研究科会議は、前項の審議及び決定の一部または全部を研究科会議の議を経て、専攻長会議に委任することができる。

3 前2項の審議に関し必要な事項は、別に定める。

第3条 研究科会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 組織に関する規程第6条第1項に定める講座の専任教授
- (2) 組織に関する規程第6条第2項に定める協力講座の教員で本学専任教授

第4条 研究科長は、研究科会議を招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故がある場合は、前条の構成員のうち、あらかじめ研究科長が指名する者が前項の職務を代行する。

3 研究科会議は、定例に招集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

4 前項のほか、研究科長は、特に必要と認める場合又は第3条の構成員の4分の1以上の要求がある場合は、臨時に、研究科会議を招集することができる。

第5条 研究科長は、前条の招集に際しては、緊急やむを得ない場合を除き、研究科会議開催日の5日前までに、審議する議題を添えて各構成員に通知しなければならない。

第6条 研究科会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催できないものとする。

第7条 研究科会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、学位に関する議事は、出席者の3分の2をもって決する。

2 議長は、前項の議決に加わるものとする。

第8条 議長が必要と認めるときは、第3条各号に掲げる者以外の者に研究科会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。ただし、前条の議決には加わることはできないものとする。

第9条 議事の要項は、議事録に記録するものとする。

第10条 研究科会議に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の組織・運営その他に関しては、研究科会議の議を経て、研究科長が定める。

第11条 研究科会議は、その議事内容を、教授会に報告するものとする。

第12条 研究科会議の事務は、情報学研究科事務部において処理する。

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科会議の運営その他に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 京都大学大学院情報学研究科会議内規（平成10年4月23日制定）は、廃止する。